

## 第10回人への投資ワーキング・グループ 議事概要

1. 日時： 令和5年3月31日（金）14:00～15:35
2. 場所： 中央合同庁舎第8号館12階1224会議室 ※Zoomによる開催
3. 出席者：  
(委員) 大槻奈那座長、中室牧子座長代理、菅原晶子、杉本純子、御手洗瑞子  
(専門委員) 宇佐川邦子、鈴木俊晴、堀天子、戸田文雄、村上文洋  
(政務) 岡田大臣  
(事務局) 辻次長、岡本次長、川村参事官  
(説明者) (厚生労働省)  
野村知司 厚生労働省大臣官房審議官  
(子ども家庭、少子化対策、児童虐待防止担当)  
山本圭子 厚生労働省子ども家庭局母子保健課長  
(有識者)  
山口健介 石川県健康福祉部少子化対策監  
田村博 石川県健康福祉部少子化対策監室子育て支援課長  
中田有美 石川県健康福祉部少子化対策監室子育て支援課 専門員  
山野裕子 明石市こども局子育て支援室こども健康課 課長  
中川香織 明石市こども局子育て支援室こども健康課  
事業担当係長
4. 議題：  
(開会)  
里帰り出産を行う妊産婦の支援  
(閉会)
5. 議事概要：

○事務局 それでは、2時になりましたので、規制改革推進会議「第10回人への投資ワーキング・グループ」を開催させていただきます。

委員の皆様におかれましては、御多用中御出席いただきまして誠にありがとうございます。

初めに、事務局から会議に関する連絡事項を申し上げます。本日はオンライン会議となりますので、画面共有はいたしますが、あらかじめ送付いたしました資料を御準備いただきますようお願いいたします。会議中は、雑音が入らないようにマイクアイコンでミュートにしてくださいとともに、発言される場合はミュートを解除していただき、発言後は速やかにミュートに戻していただくよう御協力のほどよろしくお願いいたします。会議中は、

御自身の映像を表示した形で御参加いただきますようお願いをいたします。

本ワーキング・グループでは、後日議事録を公開するとともに、会議終了後、事務局より記者ブリーフィングを行うこととしておりますので御承知おきをお願いいたします。

本日のワーキング・グループの出欠状況でございますが、岡田大臣が御出席をされ、冒頭に御挨拶をいただく予定でございます。用務のため途中で退席されるとお伺いしております。

ワーキング・グループの構成員につきましては、工藤専門委員、水町専門委員、森専門委員が御欠席でございます。

本日は、構成員の皆様のほか、御手洗委員、杉本委員、堀専門委員、戸田専門委員、村上専門委員が御参加予定というお伺いをしております。

それでは、岡田大臣から御挨拶のほどよろしくをお願いいたします。

○岡田大臣 皆様お疲れさまです。規制改革担当大臣の岡田直樹でございます。

大槻座長をはじめ、委員の皆様方、また、石川県、明石市、厚生労働省の御担当の皆様におかれまして、大変お忙しい中、御出席をいただき、誠にありがとうございます。感謝を申し上げます。

ちょうど明日、こども家庭庁が発足するなど、政権の最重要課題として、子ども・子育て政策の強化が進められている中で、全ての妊産婦の方々が安心・安全に出産を迎えられる環境の整備は極めて重要なことと考えております。

出産に対する支援は、普段お住まいの市町村が担っておられるわけではありますが、妊産婦の方々のうち4人に1人以上が御実家などがある他の市町村に里帰りをして出産をされているようであります。

こうした実態を踏まえますと、里帰り出産される方々の情報の共有など、市町村をまたいだ切れ目のない支援が欠かせないと思っておりますが、現在そうした全国的な仕組みは存在しておりません。私の地元である石川県でも、一昨年6月に痛ましい事故が起きたことを契機に、里帰り出産に関する支援の必要性の認識が急速に高まっております。こうしたことを踏まえて、里帰り出産を行う妊産婦の方々に対する支援の在り方について、本日は御議論いただきたいと思いますと考えております。

厚生労働省を始め、関係省庁の皆様には本日の議論を踏まえた検討の加速をお願いしたいと思っております。

本日は、都合で最後まで出席できずに誠に申し訳ございませんが、どうか活発な御議論をお願いして冒頭の御挨拶とさせていただきます。

○川村参事官 岡田大臣、ありがとうございました。以後の議事進行につきましては、大槻座長にお願いしたいと思います。大槻座長、よろしくをお願いいたします。

○大槻座長 ありがとうございます。

それでは、議題であります「里帰り出産を行う妊産婦の支援」について議論したいと思います。本件については、最初に石川県様から、里帰り出産に関する現状、石川県様の取

組、規制上の御要望について御説明いただきます。続きまして、里帰り出産を行う妊産婦を含む母子の保健活動に関する現状、課題認識及び他自治体や医療機関との連携等の妊産婦支援の取組について明石市様から御意見をいただきます。その後、当該分野を所轄する厚生労働省様から、母子保健に関する制度やこれまでの取組、今後の対応方針について御説明いただきます。

本議題に関する質疑応答は、各説明者の説明が全て終了してからまとめてお答えいただきたいと思います。

それでは、まず石川県様から御説明いただきたいと思います。本日は、石川県健康福祉部少子化対策監の山口健介様、石川県健康福祉部少子化対策監室子育て支援課長の田村博様、石川県健康福祉部少子化対策監室子育て支援課専門員の中田有美様にお越しいただいています。

それでは、5分程度で御説明をお願いします。

○石川県（田村子育て支援課長） 私は、石川県健康福祉部少子化対策監室の子育て支援課長をしております田村と申します。

私から、里帰り出産を行う妊婦の支援につきまして、石川県の取組を説明させていただきます。

本県におきまして里帰り出産への支援が検討されるようになったのは、一昨年の県外からの里帰り出産のお子さんが亡くなられるという痛ましい医療事故がきっかけとなっております。

この医療事故自体は医療体制の課題によるものでありますが、これを契機に、今年度、県内の大学、医療機関、市町を参集した赤ちゃん協議会を立ち上げまして、県内の安全・安心な出産に向けた環境づくりにつきまして議論を重ねてまいりました。その中で、行政の母子保健事業のさらなる充実に向け、里帰り出産への支援についても検討いたしました。

まず資料の1枚目をお開きください。里帰り出産の現状についてです。中ほどの帯グラフを御覧ください。

平成30年3月の厚生労働省調査研究事業による調査結果では、13.5%の方が都道府県外に里帰り出産をしているという結果が出ております。この結果を踏まえて推計すると、石川県では約1,000人弱の妊婦が県外に里帰り出産をしており、それに似た数の方が県外から県内に帰省して出産されていると考えられます。

この里帰り妊婦への支援について、石川県内の市町に調査をしたところ、全ての市町で他自治体や医療機関から情報提供があった里帰り妊婦に対し、訪問等による支援を行うことが可能との回答をいただいているところでございます。しかし、市町では、基本的に住民票のない里帰り妊婦の情報を把握することは難しいのが現状です。その一方で、里帰り期間中も必ず妊婦健診を受けることとなりますので、医療機関においては里帰り妊婦の情報把握が可能となります。

次に、スライドの2枚目、石川県における取組についてです。これは、赤ちゃん協議会

において、医療機関と行政との連携による支援の強化に向け、関係機関に対して御協力をお願いした内容となっております。

里帰り出産に関連する依頼事項といたしましては、まず医療機関に対しては、本県では従来から妊産婦指導連絡票を用い、医療機関から行政にハイリスク妊産婦の連絡をいただいておりますが、その仕組みを活用し、行政の支援が必要な方を把握した場合は、里帰りの方も含めて行政に連絡をいただきたいという趣旨のお願いをしております。

また、市町に対しては、医療機関から連絡のあった方について、里帰りの方も含め、家庭訪問などにより、妊娠期からの支援をお願いしております。

さらに、県といたしましては、こういった医療機関と行政との連携体制の推進や、市町や関係機関と連携し、妊娠期からの支援を実施したいと考えております。

このほか、妊婦健診の確実な受診に向けた支援や、母子保健情報の周知などについてもお願いをしているところでございます。

次に、スライドの3枚目、石川県における新たな取組についてです。赤ちゃん協議会での議論を踏まえた今後の対応といたしまして、令和5年度より、里帰り出産を含む全ての妊婦への支援体制の充実を図るため、「いしかわ妊娠・出産サポートセンター」を立ち上げ、助産師による専門相談支援を行うこととしております。

具体的には、県外からの里帰り出産をされた方には、産科医療機関においてセンターへの登録を勧奨いただき、登録のあった全ての妊婦の方に電話連絡にて状況を確認の上、御希望に応じて家庭訪問を行うなど、プッシュ型の相談支援を行いたいと考えております。加えて、相談窓口を設置し、里帰り出産に関する相談対応や情報提供なども行ってまいります。これらの支援を行う中で、ハイリスク妊婦であると判断した場合などは里帰り先の市町へ支援を依頼していく予定としております。

最後に、スライド4枚目、里帰り出産を行う妊婦の支援における課題についてです。まず課題といたしましては、里帰り先の自治体では里帰り妊婦の情報が把握できないため、タイムリーな支援につなげるのが難しいこと。里帰りの場合は、里帰り先の自治体における母子保健サービスを利用できない場合があること。自治体によって妊婦健診の項目や費用等が異なるため、里帰り期間中、統一した健診内容が受けられない場合があることといった課題があると認識をしております。

こういった課題を踏まえ、全国どの地域でも切れ目のない支援が受けられるよう、石川県から3点ほど御提案をさせていただきます。

まず1点目は、医療機関や自治体間の連携として、これらの機関が連携をし、ハイリスク妊婦などの支援が必要な方の情報を把握、確実に行政の支援につなげる仕組みの構築です。2点目は、里帰り期間中の支援体制の強化として、里帰り先の自治体においても産後ケアなどの母子保健サービスが受けられるよう、自治体への意識づけや財政支援です。3点目は、妊婦健診の項目等の統一化として、全国どこでも統一した妊婦健診の内容が受けられる仕組みの構築です。これら3点について、今後さらなる支援の充実に向け体制が整

備されていく必要があるのではないかと考えております。以上で、石川県の説明を終わらせていただきます。

○大槻座長 ありがとうございます。

続きまして、明石市様から御説明をいただきたいと思います。本日は、明石市こども局子育て支援室こども健康課課長の山野裕子様、明石市こども局子育て支援室こども健康課事業担当係長の中川香織様にお越しいただいています。

それでは、5分程度で御説明をよろしく申し上げます。

○明石市（中川事業担当係長） よろしく申し上げます。明石市こども健康課の中川です。

資料に沿って、簡単に説明をさせていただきます。明石市の妊娠期から切れ目のない支援について。

スライドは、後で見ていただければいいかと思いますが、職員体制等を書かせていただいております。

スライドの2枚目を御覧ください。明石市の母子保健の方針としては、切れ目のない支援を目指して、妊娠期、出産、そして育児期ということで、全ての節目節目で100%把握をしてサポートをしていくことを目標に取り組んでおります。

その中で、まず支援のきっかけになる取っかかりのところが妊婦面談ということで、妊娠届出時の面談を行っております。

スライドの4枚目をお願いします。妊婦面談では、母子健康手帳の交付と併せまして、全員の妊婦さんと面談をしております。その中で、支援が必要な方を抽出したり、今後の支援プランを作成して、フォロー方針を決めております。必要な方については、医療機関との連携も随時できるようにここで本人同意を取っております。

次のスライドをお願いします。妊婦面談の実績は、見ていただいたらいいのですけれども、全妊婦の中で大体毎年14~15%の方が要支援・特定妊婦として把握をしております。面談の訪問実施率は、昨年度は99.1%となっております。

次をお願いいたします。こちらは内訳になりますので、後でゆっくり見ていただけたらと思います。

では、医療機関との連携についてですけれども、兵庫県では、県が整備しております養育支援ネットという医療機関と自治体間の連携のシステム、そして、市町の情報共有を目的とした整備を整えております。それぞれ把握した支援が必要な方については、医療機関から自治体、さらに自治体間で情報共有ができるように様式を設定し、情報共有を行っているところです。

次のスライドをお願いいたします。こちらは、明石市が養育支援ネット、医療機関から連携があった件数となっております。毎年右肩上がりです。連携件数は増えております。昨年度は383件のうち、重複はしているのですけれども、67.9%の方がお母さんのリスクで連携が上がっております。

養育支援ネットの課題ですけれども、以前は医療機関からこういったケースを連携して

いいかが分からないとか、同意が得られないから連携ができないというお声もありましたが、医療機関と行政が顔を合わせて情報共有、研修を通して、どういったことをしていきたいかということを毎年共有する中で、こちらの課題については少しずつ解消をしている状況になっております。

次のスライドをお願いいたします。里帰りの妊婦の移動に関する連携についてですけれども、出産医療機関からは、住所地の自治体だけではなくて、里帰り先の自治体にも連携することができるようになっております。そのため、妊産婦が地域で円滑な支援を受けることができるのにつながっているのではないかと考えております。また、出産医療機関で実施しておりますエジンバラ産後うつ指標、1か月健診で実施する検査ですけれども、こちらで9点以上チェックが入った場合は自治体連携することとしており、多くの方のケース連携を今受けることができっております。

課題に書いておりますが、こちらは里帰りに限らず、連携ケースについて医療機関の格差があると書いております。どうしても、連携がある医療機関、連携が少ない医療機関というのがございますので、そちらは今後の課題ではないかと考えております。

最後のスライドをお願いいたします。もう1つ、自治体間連携についてですけれども、里帰り先の自治体から住所地の自治体に、要支援妊婦等が移る際、里帰り先での支援状況について連携をするようにしております。

明石市の場合は、明石市からほかの市町へ里帰りされる、特に特定妊婦の方とかは、必ず電話と文書で情報連携をするようにしております。その結果、里帰り先の市町で支援をした状況について、また明石に戻ってくるときに文書で回答していただくようにしておりますし、その逆のパターンも同様に取り組んでおります。また、要支援妊婦、産婦さんに限らず、新生児訪問を里帰り先で受けたいという希望があった方については、里帰り先の自治体で受けられるように依頼をしたり、逆に明石市で受けただけのように柔軟に対応しております。特にどうしても文書連携をすることになりますと時間がかかってしまいますので、文書ではなく、御本人さんからの申出だけで明石市は受けるようにしております。

課題のところに書いておりますが、先ほども言ったとおり、どうしても自治体間の連携は文書でのやり取りが必須になっていることが多いかと思えます。情報連携が多い市町になりますと、すごく事務処理が増えるため、時間がかかって、妊婦さん、産婦さんを待たせてしまうことも可能性としてはあるのではないかと考えております。また、今後、出産・子育て給付金が始まったことに合わせまして、新生児訪問必須というか、なるべく訪問につないでいこうということに取り組んでおりますが、その確認作業があったり、そういうことで事務がさらに煩雑になってくのではないかなということを危惧しております。

どうしても支援を急ぐケースにつきましては、文書だけではなくて、何度も言っておりますように電話連絡を行った上で、御本人さん同意の下、しっかり必要な支援を受けてい

ただけるようにしております。

こちらには書いていないのですけれども、石川県さんも言われていましたとおり、どうしても住民票がない方、里帰りの方については、母子保健サービスを受けていただくことが難しいのが現状となっております。それについて、今後、国の方で方針が出たり、必要な書類を削減したりとかということができるようになれば、里帰りに限らず、受けることができることになるのではないかなと考えております。

以上です。

○大槻座長 ありがとうございます。

続きまして、厚生労働省様から御説明をお願いします。本日は、厚生労働省大臣官房審議官の野村知司様、厚生労働省子ども家庭局母子保健課長の山本圭子様にお越しいただいております。

それでは、10分程度で御説明をお願いします。

○厚生労働省（野村大臣官房審議官） 今御紹介いただきました厚生労働省の子ども家庭局担当の大臣官房審議官をやっております野村と申します。今日までが厚生労働省ということで、明日付で、あそこにいる一同、こども家庭庁ということで肩書きというか所属が変わりますけれども、今日は厚生労働省として御説明申し上げたいと思います。

厚生労働省の資料は、この青い表紙の資料でございますけれども、次のページ以降は、今、石川県さん、あるいは明石市さんから御紹介ありましたが、母子保健活動は様々ございますけれども、これの元となっております母子保健法の仕組みについて御紹介を申し上げた上で、令和4年度、つまり本年度の補正予算事業で着手をいたしました伴走型支援と経済的支援の一体的実施という銘打っております出産・子育て応援交付金の中での取組でございますとか、こうしたいろいろな法であるとか個別の予算事業ということもあるので、その一方で大きなトレンドといたしまししょうか、流れとして、母子保健関係情報のデジタル化といったものについても、検討会などを回したりして取組をやっているところがございますので、その辺の話について担当課長の方から御説明申し上げることができればと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○厚生労働省（山本母子保健課長） 私の方から資料の御説明をさせていただきます。

こちらは、母子保健法の概要についてのスライドになります。妊娠期からの健康の保持・増進ということを目的に、母子保健法に基づいて、市町村が妊娠の届出、母子健康手帳の交付、健康診査、保健指導等を実施することになっております。

先ほど妊婦健診についての御指摘もございましたが、妊婦健診については、厚生労働大臣告示によって、標準的な回数とか、標準的な検査項目などを細かくお示ししまして、必要な費用についても地方交付税措置により支援をさせていただいているところでございます。

市町村が健診を委託する医療機関、市町村、そして子育て世代包括支援センター等の関係者での情報共有については、妊婦本人の同意に基づき行われることになってはいますが、

先ほどからも御紹介があったように、特定妊婦等の場合は同意が不要という形で実施されているところでございます。

次のスライドをお願いいたします。こちらは、子育て世代包括支援センターによる包括的な支援体制の全体像を示したものになります。こちらは、保健師等の専門職が配置され、子育て家庭に寄り添って、子育てサービスの情報提供や関係機関との調整、また支援プランの策定などを実施する場所になっています。

これらの仕組みを活用し、令和3年度には98.4%の市町村で専門職が母子健康手帳の交付を行い、99.5%の市町村で、ほぼ全てと言っていいと思いますが、妊娠届出時のアンケート等により、妊婦の身体、精神、社会的状況について把握が行われています。

相談件数としては約130万人の妊産婦の相談に対応し、その中で支援プランが必要な方が約36万人ということで支援プランの策定が行われているところでございます。

右側のほうに「困難事例への対応等の支援」という赤く囲っているところがございますが、困難事例に対応できるよう、社会福祉士等の専門職の配置も進めているところでございます。

次をお願いいたします。こちら先ほど御紹介ありました、令和4年度二次補正予算により創設した伴走型相談支援と経済的支援を一体とする出産・子育て応援交付金を用いまして、妊娠届出後、妊娠8か月頃、そして出産・産後に面談を実施いただき、また、子育てガイドなどで必要な子育ての情報を提供いただき、各種支援につなぐための仕組みになっております。

次をお願いいたします。こちらが、伴走型相談支援と経済的支援の一体的実施のイメージと期待される効果を包括的に示したものになります。こちらではお示ししていませんが、出産応援ギフトを希望される方には申請書を書いていただくことになっております。そのギフトの申請書の中では、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援に必要な場合に、市町村、医療機関、相談支援・関係機関等が把握した情報について、必要に応じ相互に確認・共有することについても、申請者から同意を得るといような書式を標準的な書式としてお示しさせていただいているところです。

妊産婦等の支援に当たっては、市町村と医療機関等が適切に連携しながら実施していくことが重要でありますので、この同意に基づいて、市町村、医療機関等が把握したアンケートや調査票の結果等について必要に応じて相互に共有していただくということについて、医療関係団体にも厚生労働省からお願いしているところでございます。

次の次をお願いいたします。こちらは、里帰りの場合のパターンをお示ししているものになります。里帰り出産をされる方の面談については、住民票のある市町村で実施するほか、妊婦等の希望により里帰り先の市町村で実施し、住民票のある市町村と適宜情報の連携・共有を図っていただくこととしております。

前に戻ってください。こちらの下側の③というところに「システム構築等導入経費」とございます。この中で、都道府県における広域的かつ電子的に経済的支援を行うためのプ



ラットフォームを構築するための費用を支援するような枠組みも設けているところがございます。

この中では、実は今日御発表いただきました石川県からの御要望もいただきまして、右側に「オプションとして」という形で赤く線を引いておりますが、都道府県内等において、里帰り先市町村においても、産婦のニーズに応じて産後ケアなどの必要な支援を案内することができるような支援対象者の情報共有、情報の引き継ぎ・共有等ができる機能を付加する場合についても補助対象としているところがございます。各都道府県にはぜひ活用いただき、課題等を御教示いただけることを期待しているところがございます。

これまで伴走型相談支援の枠組み等を御説明させていただきましたが、地域によっては保健師による産前産後の訪問指導等の機会を活用して、里帰り出産の予定等について確認をさせていただくということ、そして、必要に応じ適切な支援につないでいただいていると承知しております。

里帰り出産の把握にも資するよう、伴走型相談支援の子育てガイドの中でも、その標準的な書式の中でも、里帰り出産を予定しているか否かという選択肢をモデルとしてお示しさせていただいているところがございます。

次の次をお願いいたします。こちらからは少し話が変わりまして、全国的にどうやって情報共有をしていくか、さらにデジタルで何とか情報を共有できるようにしていけないかという取組についてお話をさせていただきたいと思っております。

全国的な情報連携の仕組みとしましては、「データヘルス時代の母子保健情報の利活用に関する検討会」という検討会を行いまして、妊婦健診等の母子保健情報のうち、真ん中の方に「標準的な電子的記録様式」、そして「最低限電子化すべき情報」というのを取りまとめたところがございます。

赤く囲っている「最低限電子化すべき情報」というところは、転居や進学の際に他の市町村や学校に引き継がれることを前提として市町村が必ず電子化する情報ということで、ほとんど全ての自治体で電子化していただいているところがございます。こちらは、令和2年度からマイナポータルで当事者も見られるようになっていたところではございますが、令和2年に開始した当初は、「最低限電子化すべき情報」のところに※印のところ妊婦健診は対象外となっております、最低限電子化すべき情報ではなく、標準的な電子的記録様式、電子化はするけれども、必ず引き継げるようにするという情報にはしていなかったところがございます。

次のページをお願いいたします。その後、今年度「母子健康手帳、母子保健情報等に関する検討会」において、マイナポータルを通じて閲覧できる母子保健情報の拡充について検討を行ってまいりました。この中で、令和5年3月14日に妊婦健診についても必ず電子化する情報にしていこうというような方向性などを決めているところがございます。

一方で、2番の部分で母子保健情報のデジタル化に関する現状と課題についても、様々な議論を行ったところであります。ほとんどの医療機関から紙で情報提供が行われ、市町

村で職員がデータ入力を行っているという現状がございまして、実際にデジタル化が行われるまでに1か月から3か月程度のラグがあるというような状況が報告されております。

一方、現在政府の中では、医療機関や自治体等における医療情報の連携等について、政府の医療DXの議論の中で検討も行っているところでございます。今後、自治体、医療機関、妊産婦等の間で情報連携を図るため、当課のほうでも母子保健情報デジタル化実証事業を行いまして、課題やどういう対応ができるのかというようなことについて検討を進めていく予定としているところでございます。

次をお願いいたします。こちらが実際に、今後、新たに電子化する項目を細かくお示したのになります。先ほど申し上げましたが、左側が令和2年度のときに電子化することを決めた部分で、赤いものが必ず電子化すべきする情報というところで、必ず電子化する情報というのはかなり少なかったところでございます。今回の検討会で新たに電子化する項目として項目を増やすほか、必ず電子化する情報をかなり増やしたところでございます。

この中で、妊産婦の情報の一番下にアセスメントという項目がございまして、これまで電子化の対象外としておりましたが、新たに電子化する項目、そして、最低限電子化すべき項目として選んだ中に、EPDS等の実施日及び件数というのを設けているところでございます。

妊産婦のこのようなアセスメントについては、厚労省の補助事業で、メンタルヘルスマニュアルを以前作成しまして、その中に掲載されておりますエジンバラ産後うつスケールや、赤ちゃんへの気持ち質問票などの問診が多く、医療機関や自治体で実施されているところでございます。また、これらについては、伴走型相談支援のアンケート等の中でも活用していただくということでお示しをさせていただいているところでございます。

今回、この妊産婦に対して実施したアセスメントの情報についても、一貫した保健指導に重要な情報であることとされまして、最低限電子化すべき情報として、関係者での情報共有を可能となる方向性が示されたところでございます。

アセスメントの標準化や充実に向けては、令和4年度の子ども・子育て調査研究事業において母子保健から児童福祉の支援につなぐためのアセスメントシートについても研究をしておりますので、これらが確立した際には自治体にもお示しをさせていただきたいと考えております。

少し時間を超過したかもしれませんが、来年度からこども家庭庁が創設され、医療DXの議論等も踏まえつつ、引き続き、妊娠期からの切れ目のない支援や情報連携の充実に努めてまいりたいと考えております。

以上になります。

○大槻座長 ありがとうございます。

それでは質疑応答に移りたいと思いますが、まず、本日欠席されている水町専門委員から御意見いただいておりますので、私のほうからお伝えしたいと思います。もう既に少

し厚労省さんから御説明いただいたところとも重複しますけれども、以下になっています。

妊娠届提出もマイナポータルでできれば、母子手帳、妊婦健診票もマイナポータルで連動させ、これを里帰り先でも使えるようにしたら、妊婦健診を受ける時点で、里帰り先の病院の所在地、市町村に連絡が行くといった仕組みを構築することもできるのではないかと。

課題は、妊婦健診票が里帰り先では使えず、立替払いになっていること。そして、里帰り先市町村では、医療機関や本人が自主的に連絡をしないと、住民でない妊婦の存在を認知できないことなどにあるのではないかと。こどもを安心して産める環境を整えていくためにも、マイナポータルの活用により、これらの課題を解決できるよう、速やかに検討を進めていくべきでないかとの御意見をいただいております。

この点に関しまして、重複もあるかもしれませんが、厚労省様、御回答がございましたらお願いします。

○厚生労働省（山本母子保健課長） ありがとうございます。

まず妊娠届ですが、現状でマイナポータルを活用できるように既になっております。

○大槻座長 ほかの点はいかがですか。

○厚生労働省（山本母子保健課長） 妊婦健診で、先ほど申し上げたように標準的な項目というのは、地方交付税措置前は補助事業で実施していただいております。また、市町村に移管される前は、もともと都道府県が実施主体でありました。ですので、枠組みとしてはほとんどの自治体で、集合契約であったり、県単位、または県をまたいだ形で妊婦健診を実施する契約という形で行われているところであるかと思っております。

里帰りして遠くの医療機関で妊婦健診を受けられる方について、私たちとしては極力償還払いではなくて、遠くの医療機関とも契約を行うような形をお願いしているという状況になっております。

○大槻座長 分かりました。

あと、マイナポータルの活用によって、2点目で指摘があった、自分から言わない限り把握ができないといった点については解消できるというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○厚生労働省（山本母子保健課長） 先ほど早足で御説明させていただいたのでちょっと分かりづらかったかもしれませんが、妊婦健診についても、今後、必ず電子化する情報にするということを決めたところでございます。

一方で、現状ではかなり妊婦健診の情報の入力が遅くなっているという状況がございますので、よりタイムリーに迅速に、ある意味医療機関の情報がそのまますぐに自治体なりマイナポータルに入るようにするにはどういうことが課題になるのか。そして、医療DXの議論の中で、医療機関同士の電子カルテの標準化なども検討が進んでおりますので、その辺りの検討と並行しながら、当課の方でも実証事業を行いまして課題の解決に努めていく予定としております。

○大槻座長 ありがとうございます。

それらに関わることなのですからけれども、指摘の最後の点でもあります、速やかに検討を進めていくということなのですからけれども、今おっしゃっていただいた実証事業も含めて、今後の予定と時間軸を教えてください。

○厚生労働省（山本母子保健課長） 実証事業は令和4年度の補正予算でございますので、令和5年度中に終わるという予定となっております。また、母子健康手帳の検討会の中でも報告書の中で書かれておりますのは、令和7年度を目途として、地方自治体の標準的な健康管理のシステムのガバメントクラウドの議論も行われる予定となっておりますので、そこを見据えつつ、こういう実証事業も並行して行っていくという予定にしているところでございます。

○大槻座長 そうすると、最終は令和7年度以降ということになりますか。

○厚生労働省（山本母子保健課長） 現状、まずはこの実証事業を今年度から来年度にかけて実施します。そして、医療DXの工程表も現在政府で検討しておりますので、その工程表なども踏まえつつ検討させていただきたいと思っておりますが、考えるべき要素は、医療DXがどのような工程になるのか、デジタルガバメントクラウドがどのように進んでいくのかということ。そして、母子健康手帳の実証事業は来年度行いますので、その実証事業も踏まえつつ進めていきたいと思っております。

○大槻座長 かしこまりました。趣旨としてはできるだけ速やかにということで、確かにいろいろな条件によるということもよく分かりますし、拙速をお願いするものではないですけれども、やはりこれは喫緊の課題だという認識はシェアしているところだと思いますので、できるだけ早期の対応をお願いしたいと思います。

それでは、皆さんからの御意見、御質問等いただきたいと思っております。いつもどおりZoomの「手を挙げる」機能からいただければ、こちらから御指名させていただきます。

それでは、戸田専門委員からお願いします。

○戸田専門委員 ありがとうございます。

今の御説明なのですからけれども、課題としては住民異動を自治体側で把握できないということで、それについては今後のガバメントクラウドとか、電子カルテの標準化というようなものを踏まえて検討するという話なのですからけれども、そういったものを待たないといけない話なのではないでしょうか。医療機関が把握した情報を自治体で把握できるようにするぐらいのことは、そんな大がかりな話をしなくてもできるのではないかと思います。命を守るという話になってくると待たなしの話だと思うので、これは長い時間をかけて検討する話では、ちょっと時間軸がずれているのではないかなという気がしましたので、そこをお話しいただきたい。

それから、今日の御発表の中であったのですけれども、住民登録外というか、住所地以外の自治体で出産を行う場合にはいろいろなサービスに差があるというお話だったのですけれども、その解消については特に厚労省様のほうからは課題解決をする方策は今日なかったように思うのですけれども、そこはいかがでしょうか。

以上2点でございます。

○大槻座長 ありがとうございます。

厚労省さん、お願いします。

○厚生労働省（山本母子保健課長） ありがとうございます。

遅いというような御指摘かとは思いますが、現状でマイナポータルで乳幼児健診などについて令和2年度に見れるようにしましたが、最低限の電子化すべき情報ではない妊婦健診の情報についても7割以上の自治体で既に電子化をさせていただいています。

そして、要配慮個人情報という中でどのような情報をどのように共有すべきなのかというところは、やはりきちんと検討する必要があるかと考えているところでございます。

そして、住所地外での出産ということで、出産の情報と妊婦健診の情報でどのような差があるかは定かではございませんが、基本的に妊婦健診については標準的な検査項目を、血液型検査、糖尿病の検査とか、細かな一つ一つの項目まで大臣告示で、超音波4回とか、そこまでお示しをさせていただいております。そして、各自治体がどの程度実施しているのかということも、厚労省の方で調査を定期的にさせていただいて、全ての項目を実施するようにお願いしています。

また、自治体が妊婦健診の契約を結ぶに際しては、診療報酬であったり、これまでの補助事業の経緯なども踏まえて契約をされていますので、妊婦健診に関して住所地外での項目の、確かに全てはまだ公費負担をさせていただけていないという状況がございしますが、厚労省としてはきちんとした公費負担を各自治体を実施していただけるように財政措置は全て終わっておりますので、そこは引き続きお願いしたいと思っています。

○大槻座長 戸田専門委員、いかがですか。

○戸田専門委員 慎重な御検討というのは分かるのですけれども、具体的な方策としては、各自治体で普及している健康管理システム、パッケージとしていろいろなベンダーが出しているのがありますけれども、そこに付随して相談記録を行う機能は実装されているので、そこに記録する内容であるとか情報連携先を標準化すれば、何年もかけずにできる話なのではないかなと思いましたので、もう少し早期にできるやり方について幅広く御検討いただければと思います。

以上でございます。

○大槻座長 ありがとうございます。

続きまして、村上専門委員、お願いします。

○村上専門委員 村上です。御説明ありがとうございます。私からは明石市と厚生労働省に1つずつ質問します。

まず、明石市への質問ですが、子育て関係で非常に積極的な取組をされている自治体だと承知しています。妊娠届のときに面談する際、現在どこの産院にかかっているかとか、里帰り出産する予定はあるか、いつ頃里帰りし、里帰り後の産院はどこかといった情報は聞き取りされていますでしょうか。

○大槻座長 では、分けていきましょうか。明石市さん、お願いします。

○明石市（中川事業担当係長） 御質問ありがとうございます。

妊娠届の時点で、明石市では出産病院、出産予定病院は全員書いていただくようにしております。ただ、里帰りを悩まれている方もいらっしゃいますので、その方たちについてはどのくらいの時期までに決めたほうがいいのかとか、こういった書類が必要だよということはお伝えをさせていただいております。

必ず里帰り出産をする、または逆に外からこちらに来ていただくという出産後の生活のスタイルというのは面談の中で聞くようにしておりますし、イメージがついていない方たちについては、どういった生活スタイルがあるのか、自分自身の今のスタイルと合わせてどれがいいのかというのは御提案をさせていただいた上で、御本人さんに決定していただくようにしております。

○村上専門委員 ありがとうございます。

ということは、他自治体から明石市に里帰り出産をされる方の情報も可能な範囲で全て把握されているということなのですね。

○明石市（中川事業担当係長） そこはちょっと難しく、どうしても里帰りをされてくる方が明石市の窓口に来るといふ仕組みは今のところございませんので、もちろん、ほかのところもおっしゃっていましたが、相手から発信してもらって把握するパターンが一つ。逆に、もともと住まれていた自治体から情報提供いただく場合が一つ。御家族から、帰ってきたのだけれども、何か手だてがありますかということでお声がけしていただくパターンが一つ。そして、あと医療機関から、こういう気になる人がいるけれども、御存じですかということ把握するパターンが一つ。大体4パターンぐらいで把握していただけますけれども、それが全数かと言われたら、それは難しいかと思っております。

○村上専門委員 ありがとうございます。

続いて、厚生労働省に一点質問しますが、先ほど御説明いただいた資料の10ページで、電子化の項目について挙げていらっしゃいました。検査項目については書かれていたのですが、妊娠届提出時に通っている産院とか、出産する予定の産院の情報というのは、特に見当たらなかったのですが、電子化項目の中に入っているかどうか、教えていただけますでしょうか。

○大槻座長 では、厚労省さんお願いします。

○厚生労働省（山本母子保健課長） 少し確認をさせていただきたいと思っておりますので、お時間をいただければと思います。

あと、もともと母子保健法に基づいて母子健康手帳を全ての妊婦に市町村で交付していただいておりますが、母子健康手帳の標準的な様式の中には、どこでお産をする予定なのかとか、妊婦健診はどこで受けているのかとか、出産した医療機関なども記載する項目がございます。現状は今御指摘でもっと早く電子化できるようにすべきだというご指摘ですが、そこは我々もそのために今取り組んでいるところではございますが、現状、母子健康手帳

がそういう意味では様々な関係者の情報共有のためのツールになっている部分もあるかと考えております。

今のマイナポータルで入力されている電子化の情報の中には、出産した医療機関を入力する項目は設けておりません。

○村上専門委員 分かりました。ありがとうございます。

出産予定の産院の情報などが電子化項目に入っていないと、連携しようとした場合に、どこで出産予定か、里帰り出産かどうかも把握できないかもしれませんので、そういった産院情報なども項目に入れるべきかどうかをぜひ御検討いただければと思います。

私からは以上です。ありがとうございます。

○大槻座長 ありがとうございます。

続きまして、杉本委員、お願いします。

○杉本委員 ありがとうございます。

私からは2点質問させていただきます。

最初に、石川県様及び明石市様にお尋ねしたいと思うのですが、マイナポータルを通じた医療のDXに伴う母子手帳のオンライン化とか、先ほど厚労省さんから、妊娠届はもう既にマイナポータルを通じて提出することが可能となつてはいるということを御回答いただきましたが、そうしますと、これまでは、母子手帳を区役所にもらいに行く、妊娠届出を実際に出しに行くという過程で、それに伴う面談が、手帳をもらいに行くのでそのときに必ず面談ができるということで、かなり高い、99%以上の割合で実施できていることにつながっていたのではないかなと思うのですが、それが今後、デジタル化をしていくに際して、実際に区役所等に行かなくても母子手帳が使えて、妊娠届出もできるとなると、最初の情報収集や情報提供がなかなかしにくい環境になってくるのではないかなと思うのですが、その点について各自治体さんで何か考えておられることがありましたら教えていただけますと幸いです。まず1つ目です。

○大槻座長 これは石川県さんと明石市さんと両方ですか。

○杉本委員 もし可能であれば。

○大槻座長 分かりました。

では、石川県さんからお願いします。

○石川県（中田専門員） 明石市さんのほうが本当はお詳しいのかもしれませんが、石川県の中田と申します。

石川県では、例えばマイナポータルで妊娠届出の申請があったとしても、基本的には必ず一度面接をする機会を設けています。出産・子育て応援交付金という事業が始まってなおそういう風にどこでもやっていくことになると思うのですが、面接する際に、妊婦健診のアンケートだけではなく、妊婦健診の受診票も併せてお渡しして、使い方の説明ということもやっておりますので、もし電子化されたとしても、この面談というものは基本的に石川県内の市町村においては今後も継続していくような流れにはなっております。

○杉本委員 面談はもちろん継続していかれると思うのですが、実際に足を運ぶ機会といいますか、それが今は妊娠届出をマイナポータルを通じてできたとしても、実際にもう一回区役所等に出しにいかないといけないところが足を運ぶ強制の機会になっていると思うのですが、デジタル化が進んでも、1回妊娠届出は実際に出してもらおうところは今後も変わらないという理解でよろしかったでしょうか。足を実際に運んでもらい、そこを面談の機会にするという試みは、今後も続いていくという理解でよろしかったですか。

○石川県（中田専門員） やはり直接お会いして、顔を合わせながら、対面してお話ししながら相談に乗る貴重な機会だと思っているので、この機会については今後も体制としては変わらないと考えています。

○大槻座長 では、明石市さん、お願いします。

○明石市（中川事業担当係長） 明石市です。

石川県さんと同じように、明石市も面談を実施するに当たって、やはり妊娠届出でこちらに足を運んでいただくというのはすごく大切な重要な機会だと承知しております。

ただ、マイナポータルからの妊娠届出は、電子化が始まったことで電子で全てが完了してしまうのではないかという捉え方をされて、母子手帳を取りに来られないのではないかという可能性も想定をしておりますので、そういった方たちにはオンライン面談ができるようにシステムを整えまして、希望の方、来所がない方についてはこちらからアプローチをして、オンラインでも面談ができるように準備を整えております。

ただ、現状、母子手帳の電子化と言われましても、母子健康手帳の今の冊子の分はしばらくそのまままだ残るということですので、必ず取りに来ていただけないとお渡しできないよということで、しばらく続いていくのではないかなと思っておりますが、これが本当に電子化一本になったときに、果たしてどれくらいの方が役所まで足を運んでくれるのだろうかというのは悩ましいなということでは思っております。

以上です。

○杉本委員 ありがとうございます。

続きでよろしいでしょうか。2点目は、これは厚労省さんにお聞きするのがいいのかと思うのですが、明石市さんが出してくださった報告資料の最後のページに、自治体間の連携をする際に今では文書の送付でやり取りをしているので、そこですごく時間がかかってしまうという課題が出されていたかと思うのですが、この点は、今回のテーマだけに限らず、いろいろなテーマでもその文書のやり取りで時間がかかるというのあると思うのですが、マイナポータルを使えるようになることによって、この文書のやり取りによる時間のロスが自治体間で減っていくという理解でよろしいでしょうか。

自治体さんからも、本当に時間的なロスが減っていくのかも含めて、厚労省さんあるいは自治体さんのほうから御意見等があればお聞きできればと思います。

○大槻座長 では、厚労省さん、まずお願いします。



○厚生労働省（山本母子保健課長） まず、妊婦健診を受診した医療機関名は、現状マイナポータルには入っていないところではございますが、先ほど御説明しましたように、医療機関からの結果の報告が基本的に紙で行われていまして、その中には医療機関名や主治医の名前も含めて書かれていますので、市町村は妊婦健診はどこに行っているかは把握できるという状況にはなっております。また伴走型相談支援の様々な接点のところでも、どこで出産されるのかというのは確認をしているという状況になっておりますので、ちょっと補足をさせていただきます。

また、先ほどから最低限電子化すべき情報として設定されているものについては、転居や進学の際に他の市町村や学校に引き継がれることを前提としているというものになっておりますので、そこに掲載されている情報については、引っ越し先のところでもそのまま見られることになっています。

そして、今回の検討会の中でその情報をより充実させていくべきだろう、それがさらに事務負担の軽減にもなることも含めて、利用者の利便性と健康管理の向上という観点からも、その項目を充実させるということを行っているところでございます。

まだまだ不十分という御指摘があるかと思いますが、ガバメントクラウドの標準化が令和7年度までという予定になっておりまして、現状としては健康管理システムの仕様書のバージョン1.0を各自治体にお示しさせていただいたところでございます。

その中には、当然ながらマイナポータルに載っているような母子保健情報の標準的な項目というのは、ガバメントクラウドのコアな部分として全ての自治体で同じ形で入力していただけるような仕組みは仕様書の中に組み込んでいるところです。

また自治体でその他いろいろオプションをつけてらっしゃるものについても拡充できるような仕組みをつくっているところでございますが、それらの情報が自治体間でどのように連携できるかというところはまだ私たちも把握できていない状況です。

○大槻座長 それらが最終形としては、先ほど杉本委員からの質問のところにもありましたように、やり取りの時間は今のような状況ではなくて相当削減できるであろうという御回答という理解でよろしいですかね。

○厚生労働省（山本母子保健課長） まず、電子化をする項目が増えれば事務は減っていくことを想定しています。また、電子化するための事務を減らしていくということも、今後実証事業で、医療機関から電子的に共有できるような仕組みも含めて検討していくという状態かと考えています。

○大槻座長 ありがとうございます。

杉本委員からの先ほどの質問について、石川県さんか、明石市さん、コメントありましたらお願いします。

石川県さん、いかがですか、何かございますでしょうか。やり取りの時間についてです。

○石川県（中田専門員） 石川県のほうでも、明石市さんが書かれている課題のとおり、基本的にケースを連絡したり、引き継ぐ際には、事務的な手続が非常に煩雑だというのは

市町村の方からもお声をいただいているところですので、そこが簡素化なり、統一化ができればいいのかなとこちらのほうでは思っているところではあります。

○大槻座長 杉本委員、いかがですか。

○杉本委員 ありがとうございます。今の御回答のように進めていただけますと、大変ありがたく存じます。ありがとうございました。

○大槻座長 ありがとうございます。

続きまして、堀専門委員、お願いします。

○堀専門委員 ありがとうございます。

石川県、明石市の皆様方の要望や課題の認識については、非常にそのとおりであると思って伺っておりました。私も、個人的な事情ですけれども、8か月前に出産をいたしました、一番不安な時期に様々な行政サポートがあったからこそ安心した、不安が解消されたということがありまして、その意味でも厚生労働省様がこれまで取り組まれている伴走型相談支援というものも効果を非常に実感しているところでございます。

この里帰りということに関しまして、住居地の住民である妊婦が里帰り先で出産をするということになりますと、とても大変なとき、出産の直前直後から一定の時期まで里帰りしているということになりますが、住所地での住民でしかないために、里帰り先では把握されない。一定の期間、行政サポートを受けることが切断されてしまうというリスクがあり、社会と接点を持ち続けることによって保てるということがあるところ、社会的なリスクが発現してしまう機会が増大してしまうということから問題であると感じております。

その際に、住居地において伴走型相談支援をしている一環で、届けが出たときに本人から里帰りをするというのを聞く。でも、そこではまだ決め切れていないという場合には、里帰り前の医療機関から情報を得て、この妊婦は里帰りするということ把握する、あるいは里帰り先で御家族や医療機関、自治体が認知したときに、住居地のほうにこの方が里帰りしているということ住居地の自治体のほうに連携されるといった、まず、この方が里帰りをしているという情報自体が連携されることが非常に大事であろうと思いますし、里帰り先でのサポートというのももちろんやっていただけるとありがたいことだと思うのですけれども、期間や、いつまでどんなことを希望されているのかということもケース・バイ・ケースだと思いますので、あくまでも住居地のほうで相談支援の一環として把握し、里帰り先の自治体とも協力して、間断なくサポートをしていただけることが大事ではないかと感じております。

その観点から、厚生労働省様にお尋ねでございますけれども、6ページや7ページ目で記載をいただいているシステム構築導入経費等の内容、それから、応援ギフトの支給など、経済的なことも含めてということだと思うのですけれども、整理いただいている中で、このシステム構築というのは、里帰り先と住居地との間の情報連携ということでも効果を得られるようなシステムというものを検討されているのかどうか。6ページ目の③の中身、オプションとしてという表現からすると、必ずしもそれはデフォルトではないということ

なのか。産婦のニーズがある場合に限って情報が引き継がれる、共有されるということでは  
しかないのか。その辺りを少し伺いたいと思っております。

また、9ページ目のマイナポータルの情報拡充というのは非常に大事だと思うのですけ  
れども、最も大変なとき、新生児と一緒に寝ずの育児をしている中で、情報にアクセスす  
る気力もなく体力もないというような状況の中で、積極的に家庭訪問をいただいたり、新  
生児訪問をいただくということがどれだけ心の救いになるかというところがございます。

そのため、単純に情報発信をしていますよということではなくて、より積極的にアクセ  
スするための方策として、どうこのデジタル化というものが活用されていくというような  
ことまでお考えなのかどうか、その辺りも少し伺えればと思いました。

○大槻座長 ありがとうございます。

それでは、厚労省さん、お願いします。

○厚生労働省（山本母子保健課長） ありがとうございます。

これらの母子保健情報、妊婦健診、新生児訪問なども含めて、プッシュ型で支援を行  
うきっかけにしていくべきだというような御意見は様々なところでいただいているところ  
でございます。

こども家庭庁においてもこどもDXという議論も行っておりまして、伴走型相談支援を  
より利便性の高いものにしていくという観点も含めて、どういう仕組みができるかとい  
うのは現在検討しているところでございます。

御指摘いただいたような視点は、私たちもどのようにして実現できるのかということ  
を鋭意検討しているところと御回答させていただきたいと思えます。

また、もう一つのシステム構築等導入経費でございますが、こちらは基本的にその都  
道府県内で広域的に経済的支援を行うことが第一の目的になっておりますので、都道府  
県を超えて情報を共有するということを目的にしている仕組みではないということで、  
あくまで都道府県内での情報共有はオプションという形になっております。

これらの現状いただいたような御指摘や、石川県さんの今日の取組のようなものも、  
また課題などを引き続きお聞かせいただきたいと思いますと思っております。

○大槻座長 堀専門委員、いかがですか。

○堀専門委員 いろいろとお取り組みいただいているとは思っておりますけれども、まず  
里帰り妊産婦が住居地の支援を一時的にも得られなくなってしまうことがないように、  
あるいは、自治体間での責任が不明確にならないように切れ目なくサポートを継続して  
いただける体制、そのためには、まずは自治体間での情報連携というものが大前提と  
して必要になり、それを基にどのような手触りのある行政サービスを届けていくのか  
という検討につながっていくと思います。今はまだそこまで検討対象ではないとい  
うお話でしたが、できるだけ広域で情報連携するための仕組みというものも、  
厚生労働省様が旗を振ってついていたいただきたいと思えますし、それによ  
って救われる妊産婦、それからこどもがいるということをぜひ検討課題として  
取り上げていただきたいと思います要望するものでございます。

以上です。

○大槻座長 ありがとうございます。

続きまして、御手洗委員をお願いします。

○御手洗委員 よろしくお願ひいたします。御説明をいただきありがとうございます。

私から、石川県さん、明石市さん、厚労省さんにそれぞれお伺ひしたいのですけれども、妊産婦のケアは産前のケアと産後のケアに大きく分けられると思います。ここまでの議論は、産前のケアの話が中心だったと思うのですけれども、やはり産後も、ホルモンバランスも崩れやすいですし、いざこどもが生まれて退院もしてこの後どうしよう、と一人で悩んでしまうことも多いと思いますので、産後のケアというのも非常に重要なものかなと認識しております。

この産後のケアについてお伺ひです。里帰り出産は、出生届を里帰り先の自治体に提出する段階で、自治体がほぼ確実に把握できると思うのですが、そこはいかがでしょうか。出生届で里帰り出産を事後的にでも把握した場合、乳児家庭全戸訪問といった産後ケアの事業を、自分の自治体に住民票がないご家庭にも行っていらっしゃるのでしょうか。明石市さん、石川県さんにお伺ひできたらと思います。

また、こうしたことは、新たなシステム投資などを待つ必要もなく、明日からでもできることだと思います。出生届を受理した段階で里帰り出産であることが把握できた場合、乳児家庭全戸訪問の対象にしてくださいと通達を厚労省さんが各自治体さんに出すといったことはすぐにでもできると思うのですけれども、そうしたことは厚労省さんとして御検討されているかについてお伺ひできたらと思います。

なぜ出生届を出す段階で把握できると推測しているかということ、妊娠届は自分の住所地の自治体で出し、その際に受け取る母子手帳には住所地の市区町村名が書いてありますが、出生届を出す際にはこの母子手帳を一緒に出すことになっているからです。出生届というのは、里帰り出産の場合でもほとんどの場合、出産した場所の市区町村で出しているかと思ひます。自治体が出生届を受け取ったときに、母子手帳が自分の自治体で発行したものでない、他市区町村名が書かれたものであるということで、里帰り出産について把握できるのではなからうかと思つたので、このような御質問を差し上げております。よろしくお願ひします。

○大槻座長 それでは、石川県さん、明石市さんから、出生届でどこまで把握できるか、把握できるでしょうという前提での御質問について教えていただければと思ひます。

○御手洗委員 それと、そうやって出生届の段階で里帰り出産を把握された場合、乳児家庭全戸訪問等の産後ケア事業の対象にするといったご対応をされているかということについても、お伺ひできればと思ひます。

○大槻座長 そうですね。対応の仕方、そして後半については厚労省さんということですね。通達等で対応できるのではないかということですね。

では、まず石川県さんからお願ひします。

○石川県（中田専門員） まず1点目、出生届に関してですけれども、確かに里帰り先で出生届を出された場合、そちらの戸籍の担当課のほうでは把握が可能だとは思っているのですが、それを母子保健担当のところまで恐らく情報は上がってきていないのかなと承知しています。

あと、その出生届が出された方に対して、里帰りの方であったとしてもそのまま自動的に乳児家庭全戸訪問につなげるかということ、母子保健担当のほうには情報が上がってこない形になるので、基本的に御本人さんからの申請であったり、もともとの住所地の自治体さんからの依頼を受けた形で、もちろんそういった情報が入れば乳児家庭全戸訪問には里帰り先であっても対応しているというような状況で、石川県のほうでも結構な数の生まれたお子さんに対して全戸訪問の対象として、こちらのほうでも訪問させていただいているのですけれども、里帰りの方に関しては出生届のほうから自動的につながっていくというような形にはなっていない現状です。

○御手洗委員 今、石川県庁さんのほうからお答えいただいていると思いますけれども、出生届を受理するのは市役所ですよ。同じ市役所内でも、担当課が違うから情報共有されないということだと思うのですけれども、それは同じ役所内であれば、情報共有すればいいだけの話に思うのですけれども、いかがでしょうか。

○大槻座長 明石市さんからコメントいただいて、そこら辺を少し整理したいと思います。明石市さん、お願いします。

○明石市（山野課長） 明石市です。

確かに同じ市役所なのでというところがあったのですけれども、個人情報の収集に当たりますので、何の目的でそういった個人情報を集めているかというのが各課でそれぞれ目的がありますので、目的外使用というところになると思います。ただ単に出生届を出した人を集めるというところにつきましても、明石市では住民票を取り扱う市民課が取り扱っているところになってきます。

乳児全戸訪問をもちろん明石市でもしております、住民票は一斉に、そういう意味では明石市は全戸に子どもたちを訪問するということで、住民票なり、個人情報を取り扱えるよと条例で決めて収集しております。なので、その方が里帰りかどうかは分かりませんが、明石市にこれだけの子が毎日生まれているよというのが分かって、その上で全戸訪問していきますので。

○御手洗委員 個人情報ということだと思うのですけれども、戸籍に関わる課の窓口の方は、出生届を受理したときに里帰り出産であることについては気づくと思うのですよね。母子手帳の市区町村名が違えば。そのときに、もしかして里帰りですか、そうしたらあちらの課に申し出てもらえれば、乳児家庭全戸訪問の対象にしたり、何かとサポートできるので、よかったらあっちの課を回ってくださいねと言うとか、こちらで把握したのでそちらの子ども家庭課のほうに回していいですかとか、そこでひと言了承を得ればいい話なのではないでしょうか。

やはり妊産婦にとっても、できるだけ追加的なオペレーションなく、つまり、新たに申請書を出しに区役所に行ったりする必要なく、出産後の通常のオペレーションをしているだけで、里帰り出産であることを把握してもらって産後のサポートしてもらえたら、一番楽だと思います。

産後に確実にを行うは出生届ですし、自治体はそのときに里帰り出産を把握できるのだから、産後のサポートについてはほぼ100%できるのではないかなと思うのですけれども、この点は、オペレーション上どうにかならないのでしょうか。

○明石市（山野課長） おっしゃっているのがやっとなんと分かったのですけれども、明石市に例えばほかの明石市外の方が明石市の市役所で出生届を出した場合は、確かに御案内で、御本人さんが母子保健のほうに新生児訪問に来てほしいというようなところで、出生届を出したところがオペレーションをして、うちだったら隣なのですぐに来られますので、新生児訪問に来てほしいというようなことは可能かなとは思いますが。オペレーションだけの話であれば、個人情報などを別に集めて云々と先ほどちょっとややこしいこと言いましたけれども、そうでないのであればもちろんいけるかなとお聞きして思いました。

○御手洗委員 ひとまず窓口の人が里帰り出産に気づいて、この人はうちに住民票がないけれども、ここで出産して赤ちゃんがいるのだ、ではサポートしようということをやってくだされば、それで助かる人たちはたくさんいると思います。そして、それは、明日にでも始められることかなと思います。

それが問題ないようでしたら、厚労省さんからぜひ全国の自治体さんに、そういうことを率先してやってくださいという通達を出していただくと、全国でそうした取組がなされて、妊産婦さんたちは非常に助かると思います。システムの開発を待つ必要なく、すぐにもできることなので、ぜひ取り組んでいただけたらありがたいと思います。

○大槻座長 明石市さん、1つ補足で教えていただきたいのですが、その後で厚労省さんにコメントいただこうと思うのですが、今の件ですけれども、先ほどのところに戻ると、住民票がある人に対しては出産後の訪問をやっているということですが、出生届ベースでは住民票がない限り、今は訪問等は原則として行っていないということになりますか。

○明石市（中川事業担当係長） 住民票がなくても申出がある方については、必ずお伺いするようにしております。ただ、それが里帰り100%かと言われたら、それは難しいかなと思っております。

○大槻座長 そこでおっしゃる申出は、先ほど御手洗委員も言いましたけれども、何らかの届出を出すという手続が必要になるということですか。

○明石市（中川事業担当係長） 一本電話連絡をいただければ、それで把握ができます。

もちろん、ほかの窓口で紹介をしていただいて、こちらに御主人が来られるとか御家族から言われたりすると、すぐに訪問の調整はできることになっております。

○大槻座長 なるほど。ありがとうございます。そうすると、御手洗委員のサジェスションとしては、それをもっとプッシュ型にということ厚労省さんから何らかの通達等で

きないでしょうかということですかね。

では、厚生労働省さん、コメント等がございましたらお願いします。

○厚生労働省（山本母子保健課長） ありがとうございます。

今、明石市さんも取り組んでいただいているように、御本人さんの申出がある方について、住所地ではない里帰り先の自治体が訪問したり、いろいろなプッシュ型で情報提供をしていただくというのは今もやっています。さらにやってくださいということをお我々としてもお願いすることはできると考えております。必要なのであればですね。

一方で、この辺りが難しいところなのが、御本人さんが希望していない方について、申出もない方について自治体に訪問してくれというのは、多分自治体としては難しいのではないかと考えておまして、そこは明石市さんの御意見も伺ってみたいと考えております。

○大槻座長 ありがとうございます。

明石市さん、お願いします。

○明石市（中川事業担当係長） 確かに希望がない方について全部行けというのは少し横暴かなと思います。

ただ、希望がある方に対してはできるだけタイムリーに行きたいというのは、やはり母子保健をやっている担当者としては思いますので、明石市では他市の里帰りの方で希望があった方は、もともとの住所地からの依頼文は必須にはしていないのです。あくまでも本人の申出があれば全部受けようということで、文書が来てなくても全部受けた結果、継続支援が必要な方については、本人さんの同意の下、住所地に連携するということをしておりますので、本人さんの取っ掛かりのところが文書というのは絶対と言われる市町が多いのはもう実情かなと思いますので、そこはちょっとネックかなと考えております。

○御手洗委員 私も別に希望していないご家庭まで全部行くべきといった横暴なことを申し上げてるわけでは全くないのですけれども、そもそも妊産婦の人がみんな市役所の制度に精通していて、例えば乳児家庭全戸訪問みたいな事業があることを知っている、というわけではないと思うのです。市役所の方にこうしたものがありますと教えてもらって初めて、そういう制度があるのですね、と知ることがいっぱいあると思うのです。

なので、里帰りなのだなど分かった段階で、例えば乳児家庭全戸訪問みたいな支援をやっているのですけれども受けられたいですかと御希望を伺うとか、そういうきっかけを行政の側からつくることのできないのかなというのが、私からの問題提起といいますか、お伺いでした。

私もでしたけれども、出産後どんなサポートをしてもらえるのかは、情報もまとまっていなくて、窓口もわかれていて、よくわからないということは多いと思うのですよね。出産後ただでさえ大変なときに、自分で里帰り先の自治体のウェブサイトを読み解いて、本来ならこういうサポートを受けられるのかなと思って電話でお願いするみたいなことは、こどもが生まれてばたばたしている中でやれる人はほとんどいないと思います。ですので、把握された段階で、御希望されますかといったことを確認していく。出生届で里帰りを把

握したタイミングをそういう契機にできないものかというお伺いでもございました。

○大槻座長 ありがとうございます。

厚労省さん、お願いします。

○厚生労働省（山本母子保健課長） 今回始まった伴走型相談支援は、そういう意味では本当にこれらの取組をスムーズに情報共有も含めてしやすくする仕組みというふうに私たちも考えているところです。

画面を共有させていただきますが、その中で子育てガイドのイメージという、産後に出生届を提出されたりした後などの面談のときに、そこにいる職員等が面接を行って、まさに様々な手続についてある意味伴走型で寄り添って、一緒に手続も支援をするというようなことで、その中には新生児訪問がいつあるよ、どういうときに受けられるよみたいな御案内も含めて、あと保育所なども含めて御案内できるような仕組みをつくっていきたいと考えているところです。

最初に申し上げたとおり、伴走型相談支援につきましては、出生届前後の中でも里帰り先の自治体で面談を行っていただいて、それを住所地の自治体とも共有していただくというようなことをこれまでも厚労省としてもお願いしておりますし、さらには、今後、こういう伴走型相談支援による面談等の相談記録や、出産・子育て応援ギフトの支給記録に係る自治体間の情報連携について、今後、本事業を法律に位置づけるなどして、マイナンバー法を用いて情報連携を実施可能な事務として検討していきたいと考えているところでございます。それらによって、かなり情報連携はしやすくなるのではないかと考えているところです。

○大槻座長 ありがとうございます。

非常にいろいろ考えていただいているということがよく分かったのですけれども、冒頭からの我々の問題認識としては、システムティックにやっていただくのも、もちろん最終的にはいいと思いますけれども、過渡期のところについて、明日にでもできるようなことがあれば、できる限り取り組んでいただきたい、そういった趣旨のコメントも今日は多かったと思うのですね。

特に最後のところは、私はそのプロセスが分かっていなかったのですが、聞いた範囲で考えるところとしては、厚労省さんが、例えば市町村さんが戸籍課と子育て関係の部署と連携を取ってもらって、出生届を出した方に対して、ここから先の訪問を受けたいですかと一言お声がけいただくというガイドラインを出していただくだけでも進むような気がするのですが、厚労省さん、いかがですか。

○厚生労働省（山本母子保健課長） 我々がこれまで課題として伺っていたのが流産、死産をされた方が死産届を戸籍課に出しているのですが、その情報が母子保健担当に伝わっていないと、まだ妊娠が継続していると思って保健師さんが訪問したり、電話をかけて、かなり傷つけてしまうというような事例が報告されておりまして、そちらについては私たちのほうから、戸籍の担当部局と母子保健の部局が情報連携していただいて、またそちら



も本人の御希望に応じて必要な支援につないでいただくというようなことをお願いしているところです。こちらの出生届についても必要に応じて情報提供を行うというようなことはお願いさせていただけるかと思っています。

○大槻座長 かしこまりました。

御手洗委員、いかがですか。

○御手洗委員 ぜひお願いします。

先ほど厚労省さんが最後に示されたサポートのイメージ図について、すばらしいなと思っておりました。子育てガイドのイメージというところで、伴走型のこのガイドはすばらしいなと思うのですが、今日のテーマは、里帰り出産の人がうまくサポートが受けられないというところだと思いますので、今、大槻座長のほうからおっしゃっていただいたように、市町村の中の課を超えた連携を促すことで、ひとまず戸籍課が出生届を受け取った段階で里帰り出産だと把握したら、子育て支援課につないで必要なサポートを希望するなら受けられるようにするといったことはすぐにもできるとことだと思いますので、ぜひガイドラインなり、通知なりを出して、そうした取組を促していただけたらなと思います。

また、やっている市町村はやっていらっしゃると思いますので、場合によってはベストプラクティスを見つけて紹介するというのもよろしいかと思います。日本中どこに里帰りしても、希望すれば適切なケアを受けられるように、すぐにでもできることは取り組んでいただきたいなと思っております。よろしくお願いします。

○大槻座長 ありがとうございます。

ほかの皆さん、御指摘、御質問等があればお願いいたします。

杉本委員、お願いします。

○杉本委員 2回目で申し訳ないのですが、子育て応援交付金を受ける際には新生児訪問等を受けていることなどが条件にされている自治体が多いように思われるのですが、そういったこととの関係でも、里帰り出産を行っている場所でも新生児訪問を受けられるようにすることが、こういった交付金をきちんと受け取れるようにしていくためにも非常に重要だと思うのですが、今後始まる交付金との関係で、自治体さんで懸念されていることは何かあるのでしょうか。今の一連のこの里帰り出産のときの新生児訪問などが条件になっていることについて、いかがでしょうか。もし何かあれば教えていただければ。

○大槻座長 ありがとうございます。

では、明石市さん、いかがでしょうか。

○明石市（中川事業担当係長） 里帰り出産に関しての子育て応援給付金の件なのですが、言われるように、里帰り先で新生児訪問を受けたいということでお伺いして依頼を出した後に、結局、やはり要りませんと断って受けずに帰ってきて、もう生後4か月を超えてしまっているというケースも過去にはありましたので、その辺は実際に給付金をど

の時点で、新生児訪問を受けていない方に出すのかどうかというのとか、そういうのはネットワークになってくるのではないかなと思います。

ただ、明石市は、新生児訪問を受けていない方については、その後に全戸訪問で一応フォローはしていますので、明石の方についてはそのカバーはできるのではなかろうかとは思ってはおりますが、実際に希望するとした後にやはりやめましたということは頻回に起きてくると、事務手続としては結構煩雑になってくるのではないかと考えております。

○大槻座長 ありがとうございます。

厚労省さん、お願いします。

○厚生労働省（山本母子保健課長） この伴走型相談支援の中で出産後の面談を行っていただくようお願いしているのですが、それは新生児訪問の機会を活用している自治体は多いという実態ではございますが、新生児訪問が必須というわけではございませんので、そこだけ補足をさせていただきたいと思います。

○大槻座長 ありがとうございます。

杉本委員、よろしいですか。

○杉本委員 はい。ありがとうございます。

○大槻座長 ありがとうございます。

ほかにどなたかいらっしゃいますでしょうか。

明石市さん、お願いします。

○明石市（山野課長） 少しずれるかもしれないのですがけれども、厚生労働省様のほうにお願いなのですが、先ほどからシステムの電子化なり標準化というお話で、令和7年度目途にというお話があったところです。もちろん、市町村はそれに向けていろいろとデジタル担当課とのやり取りがあったりするのでありますが、何分、健康管理システムを取り扱っている事業者の限定があつて、今、明石市で使っているシステムが使えないとか、そういった問題もあつて、こういった新生児訪問、人に携わる支援のことをやる現場と電子システムを構築していく現場とがやはり一緒の課であつたりとかするので、なるだけスムーズに円滑にやっていかないといけないというところもよく分かっていて、7年度というところで、こちらもどうなるのだろうという不安もある中で、その辺りがはっきりとは示されていないところとかもたくさんあるように思っております。担当課との調整とかも含めて。

なので、健康管理システムがどれだけ固められるかというか、業者の選定とかも柔軟になるのかとか、その辺りをできるだけ柔軟にということ変な言い方なのですが、早くお示ししていただけると助かると思っております。長くなってすいません。

○大槻座長 ありがとうございます。

厚労省さん、何かコメントはありますか。

○厚生労働省（山本母子保健課長） システムの話は、私たちもシステムの検討会で外国語のように感じることも多いので、今明石市さんのおっしゃっていることも大変よく分か

るところでございます。

柔軟性と標準化の両立というのはとても難しい課題かとは思っていますが、自治体の標準ガバメントクラウドの検討に際しては自治体の方にもたくさん協力いただいて、できるだけ使い勝手のいいような標準的な形を目指しているところでございますし、また、今後バージョン1.0から次々と補足していくような予定はしていますので、できるだけ早め早めに御意見も伺いながらつくっていきたいと思っております。ありがとうございます。

○大槻座長 ありがとうございます。

早めに様々な方を巻き込んでいかれるということと、それから、サポートを様々な形で、市町村によっては相当必要になるかもしれませんので、その辺も厚労省さん、お願いできればと思います。

ありがとうございます。ほかにどなたか、御指摘、御質問等はございますでしょうか。よろしいですか。

ありがとうございました。それでは本件についての議論をここまでにしたいと思えます。石川県様、明石市様、厚生労働省様の皆さんには、御説明及び質疑応答への御対応をありがとうございます。

少子化対策、こども対策は岸田政権の最優先課題の一つともなっていますし、里帰り出産を行う妊産婦さんを含む全ての妊産婦さんが安心・安全に出産を迎えられるよう切れ目のない行政支援は非常に重要だと私どもも考えているところです。

制度を所管する厚労省様には、全国どこでも、妊産婦さんに対して必要な支援が行われるように、全妊産婦さんへの面談の実施、医療機関と行政との連携や、住所地の自治体と里帰り先との連携等、全国レベルでの枠組みづくりの御検討等をよろしくお願ひしたいと思えますし、出産後のサポートの促進等も含めて、できるものから早期に着手していただけるように重ねてお願ひをしたいと思います。

これで本日の議事は全て終了いたしましたので、会議は終了とさせていただきます。今後の日程につきまして、事務局より追って御連絡したいと思います。

本日はお忙しいところ御出席、ありがとうございました。